第27回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成28年8月25日(木) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

日程第	1	議事録署名者の指名について
$\mathbf{P} / \mathbf{E} / \mathbf{P}$		

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報第52号 農地所有適格法人の報告等について

日程第 4 報第53号 農地等の利用状況の報告等について

日程第 5 報第54号 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて

日程第 6 議第166号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について

日程第 7 議第167号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変

更の許可申請に意見を付する件について

日程第 8 議第168号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件につ

いて

日程第 9 議第169号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第10 議第170号 農用地利用集積計画の決定について

日程第11 議第171号 高山農業振興地域整備計画(情勢の推移)の変更に ついて

○本日会議に出席した委員(議席順)

空野光治、丸山 斉、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、本林正樹、下田正克、田中利博、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、西本壽吉、田中正躬、岩村 聡、平田秀男、加藤 貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、増田 勝、反中正志、中田一彦、向田 誠、森山 護、

- ○本日会議に欠席した委員清水直喜、下田初秋、加藤正雄、渡邊甚一、車戸明良、
- ○本日会議に出席した職員等 畜産課長 丸山浩一 農地相談員 松山孝平
- ○本日会議に欠席した職員等飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美林務課長 長谷川雅樹
- ○本日会議に出席した事務局職員

事務局長橋本哲夫事務局次長林 篤志振興主事中田義博農地主事小笠原茂

書記 清水信行、脇坂光生、田中 裕、武川 尚、山腰勝也、東野敏朗、 野畑清明、松田俊彦、舩坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員書記 清水一徳

職務代理

ただいまより第27回高山市農業委員会を開催いたします。

本日は、7番 清水委員、11番 下田初秋委員、22番 車戸委員、33番 渡邊委員、35番 加藤委員の欠席報告をいただいております。よって、現在の本出席委員は、36名中31名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、会長より挨拶を願います。

会 長

ご苦労様でございます。暑い日が続いているわけですが、季節は 秋に移ろうとしています。このところ「アキアカネ」赤とんぼが、 よく飛んでいるのが見受けられます。朝晩は若干、過ごし易くなっ てきたなと思います。今年は何と言っても稲の実りが早く、もう「た かやまもち」は黄色くなっておりますし、かなり遅く植えた「コシ ヒカリ」も充分実りまして「実るほど首を垂れる稲穂かな」すぐ、 稲刈りの時期になってまいります。

昨日、農業新聞に国の補正予算のことが書いてありました。その中で私が気になったのが、中山間地域の所得向上と言う事で300億円、用意してあるそうです。何に使われるかは、各市の方で検討して使える所は使って頂きたいです、ただ、前回もあったのですが、中山間地域と中山間直接支払いの地域を一諸にされますと、複雑な直接支払を受けていない地域も有ります。高山全体としては中山間地域で良いと思っている訳ですが、今の補正予算となった時に中山間直接支払いだけが強くなると、同じ農業者の中で不公平になるのではないかとおもいます。そこは市役所の方々で良く研究をして頂いて漏れの無いようにして頂きたいなとそんな事を思う次第です。

今日も議事日程沢山ありまして、最後には高山農業振興整備計画の変更について、年に一度の議題です、どうか慎重審議をして下さるようお願い申し上げ、あいさつに代えさせて頂きます。ありがとうございました。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従いただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございません か。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。

議席番号 21番 西本 委員と、23番 田中 委員を指名しますのでお願いします。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第52号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小笠原 農地主事 それでは、日程第3 報第52号 農地所有適格法人報告書の提 出状況について報告いたします。

今回は53法人のうち6法人についての報告となります。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、 ①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

1番、清見町にあります農事組合法人は認定農業者であり、田 20.5 ha、畑 3.2 ha、計 23.7 ha を経営耕作しております。経営内容 につきましては水稲、菌床シイタケ、トマトを栽培し、農作業受託を行っております。

2番、一之宮町にあります株式会社は認定農業者であり、田 2.1haを経営耕作しております。経営内容につきましては野菜栽培、 野菜加工販売を行っております。

3番、清見町にあります株式会社は、畑 14.6 haを経営耕作しております。経営内容につきましては、大根、紅カブを栽培し、野菜加工販売を行っております。

4番、冬頭町にあります有限会社は、田 27.8ha、畑 0.6 ha、計 28.4 haを経営耕作しております。経営内容につきましては、水稲、トマトを栽培し、農作業受託を行っております。

5番、清見町にあります株式会社は認定農業者であり、田 6.9ha、 を経営耕作しております。経営内容につきましては、水稲の栽培と、 農作業受託を行っております。

6番、丹生川町にあります有限会社は認定農業者であり、採草地 0.7 haを経営耕作しております。経営内容につきましては、肉用牛 肥育の一貫経営で、肥育牛70頭、繁殖牛80頭、子牛50頭の計200 頭を飼育しております。

以上、6件について報告いたします。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第53号 農地等利用状況報告成果について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小笠原 農 地 主 事

それでは、報第53号 農地等の利用状況について報告します。 農地法施行規則第19条 では解除条件付き貸借の許可を受けた ものは事業年終了後3カ月以内に農業委員会に報告することとなっております。

また解除条件付き貸借の目的としては、 多様な利用者が農地を適正に有効利用することを確保するためであり、その要件としましては、地域の農業者との適切な役割分担のもとに継続的・安定的に農業経営が行われることとなっております。

報告内容は「名称」「住所」「借入面積」や「周辺農地の農業上の利用に及す影響」「地域における他の農業者との役割分担状況」などを報告することとなっております。

今回10法人より報告がありました。

1番 久々野町久々野にあります株式会社は製造業を営んでおります。農業従事は代表取締役が140日、借入面積は4反5畝です。栽培作物は水稲を作付けし、反収は300kgです。

周辺農地への影響はなし、役割分担といたしましては用水路管理・草刈り清掃を行っております。

2番 清見町三ツ谷にあります株式会社は食品関連産業を営み、

農産物生産販売しております。農業従事は取締役が250日、借入 面積は7町4反、主な栽培作物としては大根、紅かぶで、反収は大 根約5,000kg、紅カブは約3,000kgです。

周辺農地への影響はなし、役割分担としては水路清掃と道路の草 刈りを実施しております。

3番 問屋町にあります株式会社で、食品関連産業を営んでいます。農業従事は取締役が270日、借入面積は1町7反です。栽培作物はホウレンソウが反収615 kg、コマツナ910 kg、トマト1,800 kgです。

また、周辺農地への影響はなし、役割分担といたしましては道路の草刈り、水栓管理を実施しております。ちなみに、ホウレンソウの作付面積は約3反3畝で無農薬栽培として差別化商品として栽培しているため、通常の1/5以下の収量となっており、昨年度より本格的に作付しております。

4番 奥飛騨温泉郷村上にあります有限会社は食品関連産業として農産物生産販売しております。農業従事は取締役が60日、借入面積は3反6畝です。山椒を栽培し、反収は乾燥山椒で11kgです。

また、周辺農地への影響はなし、役割分担として集落の話合い参加、道水路の共同草刈り、獣害対策への協力を実施しております。

5番 清見町三日町にあります株式会社は花卉や野菜苗の栽培、販売を行っております。農業従事は事業部長が260日、借入面積は5反1畝です。野菜苗・花苗を栽培し、反収は約88,000本です。周辺農地への影響はなし、役割分担としては水路の清掃を行っております。

6番 高根町小日和田にあります特定非営利活動法人は農産物 直売所、レストランの経営をしております。農業従事は副理事長が 85日、借入面積は3町2反です。栽培作物はソバを栽培しており、 反収は30kgです。周辺農地への影響はなし、役割分担として草刈 り清掃を行っております。なお、不作付地について指導を行っております。

7番 高山市江名子町にあります株式会社は農産物の生産・加工 販売しております。

農業従事は取締役が200日、借入面積は7反6畝です。エゴマを栽培しており、反収は28kgです。また、周辺農地への影響はなし、役割分担は草刈り清掃を実施しております。

8番 岡本町にあります特定非営利活動法人は障がい者自立支援事業を行っております。農業従事は理事長が80日、借入面積は1反8畝です。主な栽培作物はトウモロコシ、紅カブ、トマトで、反収は714kgです。周辺農地への影響はなし、役割分担は周辺の草刈りを行っております。

9番 鉄砲町にあります特定非営利活動法人は、人材活用による 耕作放棄地再生等事業を行っており、借入面積は3反7畝でした。 平成26年度の主な栽培作物は宿儺かぼちゃでしたがイノシシの 被害により収穫はありませんでした。この影響で平成27年は作付 がなく、営農するよう指導したところ撤退の意向を示され平成28 年度に合意解約が完了し、農地を返却されました。

10番 清見町牧ケ洞にあります合同会社は、農林畜産物等の生産販売の事業を行っております。農業従事は代表社員が220日、借入面積は4反4畝です。主な栽培作物はトマト、タマネギで、反収は2,272kgです。周辺農地への影響はなし、役割分担として道水路管理や地域の話し合いに参加しております。

以上、10法人について報告をさせていただきます。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 報第54号 農地法の規定に基づく許可 処分の取下げについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

今回は、許可申請の取り下げ1件の報告となります。

5月の委員会で、隣接する大規模開発に伴う緑地帯に転用する申請として上程された案件です。

申請地については、開発計画の拡大に伴い、開発地そのものとなったためこの申請を取り下げるものです。

今回、大規模開発の拡大分として5条申請されております。

以上 1件の報告をさせていただきます。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第6 議第166号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、33件の上程となります。

1番は、漆垣内町の案件です。田畑8筆 3,388 ㎡を 10年の使用貸借権の設定をします。受人の耕作面積は 1,547 ㎡、作付けについては水稲・露地野菜の予定です。

2番は、久々野町引下の案件です。田1筆 324 ㎡を隣地取得します。受人の耕作面積は1,547 ㎡、作付けについては露地野菜の予定です。

3番は、一之宮町の案件になります。畑1筆 236 ㎡を隣地取得します。受人の耕作面積は 4,885 ㎡、作付けについてはエゴマ・露地野菜の予定です。

4番は、国府町宇津江の案件です。田 1筆 902 ㎡ ϵ 3年の賃貸借契約します。受人の耕作面積は 5,587 ㎡、作付は観賞用のかぼちゃ、花の予定です。

5番は、国府町宮地の案件です。畑1筆 95 ㎡を取得します。 受人の耕作面積は7.561 ㎡、作付は露地野菜の予定です。

6番は、国府町山本の案件になります。畑2筆 $1,120 \text{ m}^2$ を隣地取得します。受人の耕作面積は $5,392 \text{ m}^2$ 、作付けについては露地野菜の予定です。

7番は、奥飛騨温泉郷一重ケ根の案件になります。畑1筆 525 ㎡を交換するものです。ただし、原野との交換のため1件のみです。 受人の耕作面積は3,240㎡、作付けについては山椒、野菜の予定です。

8番は、蓼之俣の案件になります。田 2 筆 825 ㎡を贈与するものです。受人の耕作面積は 3,932 ㎡、作付けについては露地野菜の予定です。

9番は、上宝町宮原の案件になります。田畑7筆 3931.41 ㎡を贈与します。受人の耕作面積は3,932 ㎡、作付けについては水稲、野菜の予定です。

10番から33番は、久々野町大西の案件になります。

法人の解散に向けた農地の移転のため、簡単に経緯から説明いたします。

昭和45年、「第2次農業構造改善事業」で圃場整備をはじめ、翌年には農事組合法人ひまわり農園を設立しました。組合員の農地を譲渡して経営し、果樹生産により専従者もおり活気にあふれていました。しかし、専従者の高齢化、果樹の老木化により経営が困難となりました。再起の道を探っていましたが、後継者問題も果樹の病気回復も困難となり、平成22年12月の総会で農園の閉園が決定されました。解散に向けては財産処分が必要なため、持ち寄った農地についても各組合員へ戻す形で処分を始めたものです。建物については、その土地もあわせて耐用年数の関係もあり今回の件には含まれません。なお、農地については各組合員が農地利用することを確認しており、最低下限面積についてもクリアしております。

作付については、リンゴ・ブルーベリーやトマト・ラベンダー・ 露地野菜等を予定されております。

以上、33件、田畑50筆で合計 40,863.47㎡についてご審議をお願いいたします。

議長ただいまの件についてご意見ございませんか。

長瀬委員 建物部分や農地でも、様々な利用がされているがこれからはどう なるのか。

池田書記 建物部分については、今後処分が可能となった時点で、手続きが 行われ、農地部分についても今後整理され農地利用していくことに なります。

議長し他にご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。 続きまして、日程第7 議第167号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件につい てを議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

5条関係の上程に当たり、許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

今回、先日急きょ申請の取下げ申請がございましたので、その分は説明を除きます。取下げは6番となります。正式には次回の委員会で報告いたします。

本日は12件の上程です。

- 1・2・3番は、江名子町の案件です。
- 1番は、田2筆の一部 437.41 m²について、個人住宅に転用する申請です。
- 2番は、田2筆の一部 1,723.93 m について、分譲住宅に転用する申請です。まちづくり条例確認対象です。
- 3番は、田1筆の一部 227.24 ㎡について、駐車場に転用する 申請です。
- 4番は、岡本町3丁目の案件です。取下げのされた農地を含む申請地で、大規模開発の追加部分となる申請です。先に出されている 大規模転用案件と同様にまちづくり条例の確認対象です。
- 5番は、赤保木町の案件です。田1筆 132 ㎡について、介護事業所とする申請です。既存施設の追加利用するものです。
 - 6番は、取下げとなりました。
- 7番は、石浦町3丁目の案件です。田1筆 194 m²を農家住宅に 転用する申請です。
- 8番は、丹生川町大萱の案件です。畑3筆 974 ㎡について個人住宅、植林に転用する申請です。植林部分は既に山林化しており追認を求めるものです。
- 9番は、久々野町無数河の案件です。田1筆の一部 422 ㎡について、太陽光発電施設に転用する申請です。
- 10番は、久々野町無数河の案件です。田4筆 1,346 ㎡について、牧場に転用する申請です。既転用であったため追認を求めるものです。
- 11番は、国府町宮地の案件です。畑14筆 4,547 ㎡について、 山林に転用する申請です。既転用であったため追認を求めるもので

す

12番は、奥飛騨温泉郷一重ケ根の案件です。畑1筆 496 ㎡について、資材置場に転用する申請です。既転用であったため追認を求めるものです。

13番は、奥飛騨温泉郷蓼之俣の案件です。田1筆 51 ㎡を、通路に転用する申請です。既転用であったため追認を求めるものです。

以上6番を除いて、12件、田畑35筆、11,784.58 mについて ご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

下田正克 委 員 池田書記 13番の通路については、公道か私道か。

私道となっております。

議 長

他にご意見ございませんか。

(意見なし)

議長

ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第 5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を 付する件については許可相当として意見を付することに決定いた します。

続きまして、日程第8 議第168号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記

今回は、2件の上程となります。

1番は、天満町2丁目の案件になります。畑1筆 2.64 ㎡について宅地として地目認定を求めるものです。申請地については、昭和41年転用され、家屋登記されていることを確認しております。

2番は、冬頭町の案件になります。田2筆 684 ㎡について宅地 として地目認定を求めるものです。住宅については、昭和51年に 家屋登記されており、家屋登記により確認しております。 以上2件について、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長

ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については許可相当として 意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第169号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記

今回は、2件の上程となります。

1番は、上岡本町5丁目の案件になります。相続人は、市内の専業農家です。前回、納税猶予の適格者証明を出したところの追加申請です。被相続人の所有する田2筆1,323㎡を特例農地として適格証明を求めるもので、ハウスでホウレンソウ栽培し農地利用をしており、条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

2番は、丹生川町北方・桐山の案件になります。相続人は、東京 在住ですが、頻繁に里帰りしてご自身で営農しています。

被相続人の所有する田畑23筆26,162㎡を特例農地として適格証明を求めるもので、水稲、露地野菜を栽培し農地利用をしており、条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

以上2件、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

2番の作付けはなにをしてあるか。

池田書記

水稲、露地野菜です。実家周辺が露地野菜です。支所においても 重ねて確認しております。 向田委員

申請者は、大学の教授ですが、頻繁に高山に戻っておりきちっと 営農されています。

加藤貢委員

今のような件は、後で確認するのか。

池田書記

税務署の方から3年ごとに報告を求められ、そのたびに事務局で 農地利用していることを確認して、税務署へ報告されております。

議長

他にご意見等ありませんか。

(意見なし)

議 長

ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、相続税の 納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付 することに決定いたします。

続きまして、日程第10 議第170号 農用地利用集積計画の 決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

舩坂書記

本日は8件の利用権設定、1件の所有権移転合わせて9件についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番について、認定農業者である借人は施設園芸 (トマト) の経営をしており、畑1筆7,284㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

 $2\sim4$ 番について、認定農業者である借人は肉用牛(繁殖 20 頭)、果樹(ブルーベリー)の経営をしており、畑 4 筆 2 , 097 ㎡を更新 10年の賃貸借権を設定し、引き続きブルーベリーを生産するものです。

5番について、認定農業者である借人は施設園芸 (ほうれん草) の経営をしており、田1筆3,170㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

6番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸(ほうれん草)の経営をしており、田1筆1,076㎡を更新5年の賃貸借権を設定し、引き続き施設園芸によりほうれん草を生産するもので

す

7番について、農地利用集積円滑化団体である借人は円滑化事業に伴い農地所有者より委任を受け、田1筆2,820㎡を更新3年で賃貸借権を設定するものです。

8番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸 (トマト) の経営をしており、田1筆2,820㎡を更新3年の賃貸借権を設定し、引き続き施設園芸によりトマトを生産するものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集 積計画の決定について、1~8番について承認といたします。

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、9番について議題といたします。

9番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんので お願いします。

事務局の説明を願います。

舩坂書記

9番について、農地所有適格法人で認定農業者である買い手は、 肉用牛(繁殖38頭)、水稲、飼料作物の経営をしており、農振農 用地区域内農業用施設用地の田1筆1,878㎡を取得し、牛舎と して利用するものです。

以上、9番につきましてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集 積計画の決定について、9番について承認といたします。 9番関係委員の議事参与制限を解きます。

続きまして、日程第12 議第171号 高山農業振興地域整備 計画(情勢の推移)の変更について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

舩坂書記

この議案については、情勢の推移による変更で、毎年1回見直しを行うものです。皆さんのお手元に一覧表と各筆調書を配布しておりますので、スライドをご覧いただきながら順次説明をいたします。

(編 入)整理番号 1~3 計 4筆 8,673.00 ㎡ を説明 (用途変更)整理番号 1~2 計 2筆 580.00 ㎡ を説明 (除 外)整理番号 1~16 計 34筆 9,859.46 ㎡ を説明 (除外不可)整理番号 1~3 計 3筆 2,229.00 ㎡ を説明 以上、ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

意見がございませんので、異議なしと認めまして、高山農業振興地域整備計画(情勢の推移)の変更については、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意 見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第27回高山市農業委員会を閉会い たします。ありがとうございました。

午後3時20分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

西本 壽吉 委員

_____ 田中 正躬 委員